

令和4年度大学入学者選抜に関する 取組について (対象期間：1月～3月)



目次

1. 受験機会の更なる確保について P 2
2. 令和4年度大学入学共通テストについて P 1 2

1. 受験機会の更なる確保について

2

令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について(依頼)

(令和4年1月11日付 3文科高第1161号 高等教育局長通知)

(抄)

今後、更なる急速な感染拡大も懸念されており、感染状況によっては、既に用意されている試験日程では、受験機会を失ってしまふ受験生が出る可能性もあることが懸念されます。

このため、各大学におかれては、受験生それぞれが置かれ得る状況に応じ、一人の受験生も入学を志願する大学の入学者選抜の受験機会を失うことのないよう、下記について、予め検討を進め、必要が生じた場合には、対象となる受験生の状況に応じつつ、更なる受験機会の確保のための措置を迅速に講じていただくよう特段のご配慮をお願いします。

記

1. 出願した大学において既に設定されている入試日程を、新型コロナウイルス感染症の影響により受験できなかった受験生が出た場合に、一人の受験生も、受験機会自体を失うことのないよう、以下の例のような方策を追加的に検討していただきたいこと。
 - (1) 大学入学共通テストを課している大学について、大学入学共通テストの本試験及び追試験いずれも受験できなかった受験生が出た場合に、個別学力検査、調査書等により合否判定を実施すること
 - (2) 出願した大学の個別学力検査の本試験、追試験及び別日程への振替のいずれも受験できなかった受験生が出た場合で、当該受験生が大学入学共通テストを受験している場合に、大学入学共通テスト、調査書等により合否判定を実施すること
 - (3) 出願した大学の個別学力検査の本試験、追試験及び別日程への振替のいずれも受験できなかった受験生が出た場合で、当該受験生が大学入学共通テストの本試験及び追試験いずれも受験していない場合に、当該受験生を対象とした再度の追試験の機会を設定し、個別学力検査を課す選抜を実施するか、それが困難な場合は、受験生本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書や、小論文、面接、調査書等を組み合わせた選抜を実施すること

※上記のような更なる受験機会の確保について、情報を提供するための窓口を設けるなどの相談体制の設定を併せて要請
※実施要項の「第4 試験期日等」にかかわらず、再度の追試験を令和4年3月26日以降に実施し、入学時期が4月1日以降になることもあり得る
※新型コロナウイルスの感染は、医師の診断書の提出等を求めることを基本とするが、医療機関等の事情等により困難な場合は、個々の受験生の状況に応じて対応

3

令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保に係る対応状況

調査結果の概要（令和4年3月25日現在）

令和4年1月11日付け3文科高第1161号「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について（依頼）」（以下、「通知」という）に基づき、実際に受験生から相談の上出願があり、以下①～③の対応を行った大学数・人数（人数は延べ数）

- ① **共通テストを課す選抜において、共通テストの本試験・追試験いずれも受験できず**、いずれかの欠席事由が新型コロナウイルス感染症の陽性または濃厚接触者であった者から相談の上出願があり、**個別学力検査、調査書等により合否判定を実施**（通知2.（1）の対応）
- ② 出願した大学の**個別学力検査の本試験、追試験及び別日程への振替のいずれも受験できず**、いずれかの欠席事由が新型コロナウイルス感染症の陽性または濃厚接触者であった者から相談の上出願があり、**共通テスト、調査書等により合否判定を実施**（通知2.（2）の対応）
- ③ 出願した大学の**個別学力検査の本試験、追試験及び別日程への振替のいずれも受験できず**、いずれかの欠席事由が新型コロナウイルス感染症の陽性または濃厚接触者であった者から相談の上出願があり、**当該受験生を対象とした再度の追試験の機会を設定し、個別学力検査を課す選抜を実施するか、受験生本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書や、小論文、面接、調査書等を組み合わせた選抜を実施**（通知2.（3）の対応）

	①の対応	②の対応	③の対応
大学数	19大学	4大学	6大学
人数	24名	5名	14名

※国公立大学の前期日程と後期日程等の重複があり得るため、人数は延べ数。

受験機会の確保に関するQ&A（令和4年1月12日付 文部科学省HP掲載） ①

- Q1 なぜ今回の受験機会の更なる確保についての方策を講じるのですか。また、なぜ新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生や濃厚接触者となった受験生だけが受験機会確保の対象となるのですか？
- A1 今回の措置は、感染力が高いと言われるオミクロン株による感染が急拡大しているという現下の状況を踏まえ、**新型コロナウイルス感染症がなければ、受験機会を失うことのない受験生を最大限救済することを目的**として行うものです。受験生の皆さんが感染の不安を抱えながら入試シーズンを迎える中、万が一感染することがあっても、**受験機会自体を失うことができる限りなく、今年度に限り例外的に行うもの**ですので、**新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生や濃厚接触者となった受験生を対象**としています。
なお、共通テストは、本試験の2週間後に追試験を設定しており、また、各大学の個別試験についても、約99%の大学で追試、振替受験の機会が設定されていますので、**既に用意されている試験日程を新型コロナウイルスの影響で受験できず、今回の措置の対象となるような受験生が出る可能性は極めて限定的**であると考えられます。
- Q2 共通テストの本試験と追試験の両方が受験できずに、大学の個別試験を受験できるのはどのような場合ですか？
- A2 今回の措置は、**新型コロナウイルス感染症がなければ、本試験又は追試験のいずれかが受験できた者を救済することを目的**としています。このため、**新型コロナウイルス感染症に罹患したこと、若しくは保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられ、別室受験の条件を満たすことができなかったこと**を理由（試験当日までにPCR検査の結果が陰性であることが判明しないなど）に、
① **本試験及び追試験のいずれも受験できなかった者**、
② **本試験若しくは追試験のいずれかが受験できなかった者のうち、もう一方の試験も病気、けがの他、やむを得ない理由※により受験できなかった者**（※やむを得ない理由については大学入試センターから公表されている「受験上の注意」をご確認ください。）
が対象です。
共通テストや個別試験を受験できなかった場合については、**新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や病気、けが等の場合は医師の診断書等の提出、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた場合は該当の保健所の名称等の申告が求められます。**
新型コロナウイルス以外の病気、けが等を理由として本試験も追試験も受験できなかった場合は、今回の例外的な措置の対象外となります。

Q 3 共通テストを受験せずに各大学の個別試験だけ受験した方が有利になるのではないのでしょうか？

A 3 今回の措置は、共通テストを受験できなかったことについて、**新型コロナウイルス感染症に罹患し、又は保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられたというやむを得ない事情がある者を対象に、医師の診断書の提出あるいは該当の保健所の名称等の申告を求めて行うもの**であり、本人が、有利になるからというような理由で**意図的に共通テストを受験しない方法を選択できるようになるものではありません。**

また、共通テストの得点と個別入試の得点の扱いや、合否判定の基準をどのように設定するかは、各大学が決定することですが、各大学は、**共通テストの成績で確認したかった学力も含め個別試験だけで合否判定することになりますので、各大学においてはそのことを踏まえ、当該大学に入学し、共通テストを受験した他の受験生の能力と比較して、十分それを上回る能力を有するかどうかを慎重かつ厳格に判定するもの**と考えられます。ご指摘のように今回の措置により、**判定基準が易しくなって当該受験生が本人の能力とかわりなく有利になるようなことはない**と考えています。

Q 4 今回の措置で、共通テストを受験せずに各大学の個別試験だけ受験する者や、再追試を受験する者がいると、本来の試験で受験する者の合格枠が減ってしまうのではないかと不安です。

A 4 合格者数の決定は、最終的には大学の判断になりますが、今回の措置の対象となる受験生の合否判定については、**本来の募集人員の枠外で行うことを可能とする措置**を講じています。

令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知） （令和3年9月14日付3文科高第642号 文部科学省高等教育局長及び高等教育局私学部長通知）

<背景>

- 令和4年度大学入学者選抜における受験生の受験機会の確保のため、文部科学省より、各大学の個別学力検査において、昨年度に引き続き**追試験の設定や、追加の受験料を徴収せずに別日程への受験の振替**（以下「追試験等」という。）を要請しているところ
- 他方で、**追試験等の設定により**、受験生の志望動向や進学する大学の決定時期も変更される可能性があり、各大学の歩留まりにも影響を及ぼし、**入学定員管理が通常よりも困難となることが想定**

<対応>

- 各大学における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和4年度の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金については例外的な取扱いとし、**令和4年度の定員超過の取扱いについては、昨年度同様、例外的な対応を実施**

令和4年度の入学者のうち、追試験等に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないこととする（收容定員超過率の扱いについては従前のとおり）

※各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないことから、各大学においては、入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえた入学者選抜を行うことが重要。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて（令和2年8月18日付け 文部科学省高等教育局長通知）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（令和2年8月18日付け 文部科学省高等教育局私学部長通知）

無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について

「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ & Aの更新について（周知）」
（令和4年1月7日付 各大学・教育委員会等宛 事務連絡 大学振興課大学入試室）

（抄）

今般、**受験生の受験機会を最大限確保する観点から**、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関を整理し、Q & Aを更新しましたので、お知らせいたします。

■ 令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ & A（令和3年9月10日、令和4年1月7日更新）（見え消し版）（抜粋）

Q59 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A 自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。

自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、**以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて**、ガイドライン2（2）④のiii）に示す**公共の交通機関には該当せず利用可能**です。なお、いずれの対応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要です。

- 1) **業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること**（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等）。
- 2) 利用車両等が特定できるよう、**行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること**（流しのタクシーは利用しないこと）。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

8

無症状の濃厚接触者の受験生のためのタクシー等手配相談窓口について

◎ 文部科学省ホームページに以下の内容を掲載し、対応を実施

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

無症状の濃厚接触者の受験者のうちタクシー、ハイヤー、海上タクシーでの移動を希望する皆様へ

無症状の濃厚接触者である中学・高校・大学等の入学試験の受験者が試験を受験するためには、①自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査）の結果が陰性であること、②受験当日も無症状であること、③別室で受験することの条件を満たすほか、④公共交通機関を利用せずに試験場に行くことが必要となります。

今般、従来から認められていた自家用車、レンタカーなどのほか、その利用が難しい場合には、以下の条件を満たすタクシー、ハイヤー、海上タクシーについては、上記の公共交通機関には該当せず、これらを利用して受験会場へ移動することを可能としました。

- ・業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること
- ・利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること

このことは国土交通省から各タクシー事業者等に通知されているところですが、地域の事業者の数が限られるなど、万が一、自身で予約をしようとしても、タクシー、ハイヤーが予約できないなどの事情が発生した場合は、文部科学省より国土交通省に依頼して、引き受けるタクシー会社を調整しますので、以下の相談窓口ご連絡をお願いします。

（以下省略）

1. 対応期間 令和4年1月12日（水）～3月25日（金）
2. 相談受付時間 （平日）9時30分～16時45分
3. 対応実績

問合せ 件数	手配相談件数		国交省依頼件数		手配完了件数	
	高等	初中	高等	初中	高等	初中
	174件	22件	75件	5件	14件	5件
	97件		19件		19件	

<備考>

- (1) 手配依頼に至らなかった案件の主な理由
 - ・タクシー事業者への予約連絡を行っていなかった
 - ・乗車予定者が体調不良を訴え自ら手続きを中断した
 - ・手続きの途中で、自らタクシーの手配が完了した
- (2) 案件外の間合せの主なもの
 - ・利用条件の確認
 - ・入試制度全般に関する確認

9

オミクロン株の感染拡大に伴う無症状濃厚接触者の受験の取扱いについて①

「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ & Aの更新について（周知）」
（令和4年1月31日付・2月8日付 各大学・教育委員会等宛 事務連絡 大学振興課大学入試室）

■ 令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ & A（令和4年2月8日更新）（抜粋）

Q63 オミクロン株の感染拡大により、保健所が濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定をしないと言っているが、特定されていない場合は受験させてもいいのか。

A **特定を行わないこととした自治体の受験生は、濃厚接触者として特定されていない以上、通常通り受験することが可能**です。

ただし、受験当日も無症状であることは必須であり、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、まずは、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談し、その指示に基づいて行動するようにしてください。

Q64-1 新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない自治体の受験生は受験できないのか。

A 行政検査の結果が得られないため、**可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、発熱・咳等の症状がなければ、別室での受験が可能**です。なお、当該キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、別室での受験が可能です。ただし、**当該取扱いは、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査の実施ができない場合に限る**ため、今後取扱いが変更となる可能性があります。

Q64-2 Q64-1 の場合において、行政検査が実施できない自治体の受験生は無症状であれば受験できるとしたことに関連し、タクシー、ハイヤー、海上タクシーの利用の際の行政検査の取扱いについてはどうなるのか。

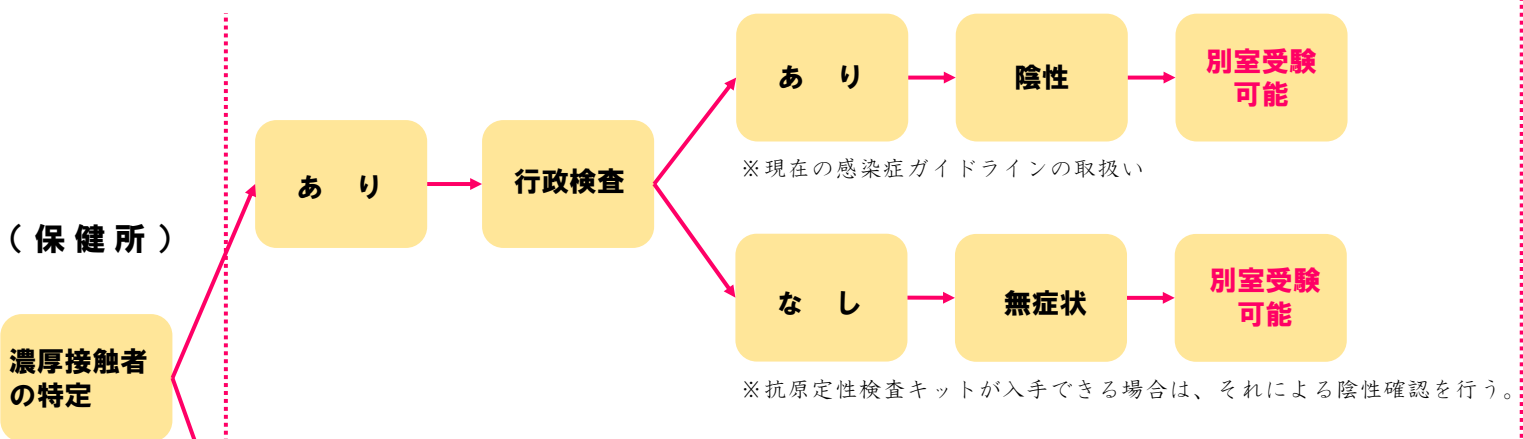
A 行政検査の結果が得られないため、**抗原定性検査キットにより陰性確認を行い、保健所等の逼迫により行政検査が受けられないこと、無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用**して下さい。

10

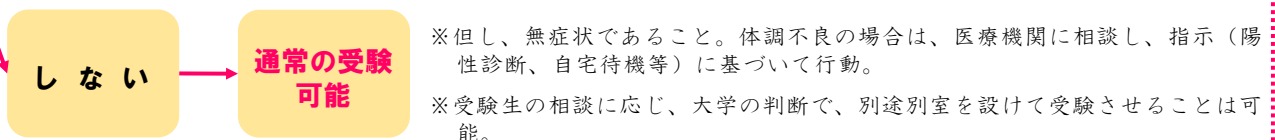
オミクロン株の感染拡大に伴う無症状濃厚接触者の受験の取扱いについて②

「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ & Aの更新について（周知）」
（令和4年1月31日付・2月8日付 各大学・教育委員会等宛 事務連絡 大学振興課大学入試室）

＜ 濃厚接触受験生 ＞



＜ 通常の受験生 ＞



11

2. 令和4年度大学入学共通テストについて

令和4年度大学入学共通テスト 実施概要

概要

- ・昨年同様、追試験を例年より1週間後ろ倒し、**2週間後（1/29・30）**に実施。
※昨年度は、第1日程・第2日程・特例追試験の3段構えで実施。
- ・追試験場は例年の2会場から**大幅に拡充し47都道府県**に設置（48試験場）。
- ・共通テストの利用大学は、864大学（専門職大学及び短期大学含む。国立：82、公立：107、私立：675）。

共通テスト本試験（1/15, 16）の状況

- (A) 志願者数：**530,367人** [前年度：535,245人 ▲4,878人]
 (B) 受験者数：**486,848人** [前年度：482,624人 +4,224人]
 (A)－(B) **43,519人** [前年度：52,621人 ▲9,102人]

【実施状況】

- 交通機関の遅延(津波や人身事故等)による試験開始時刻の繰下げ **5,697人**[対前年度 +5,688人]
- 英語リスニングの再開テスト
英語(リスニング)受験者数 **479,040人** うち再開テスト受験者数 **409人**[対前年度 +246人]
- 津波警報による試験中止(181人)や監督者の対応誤りなどによる再試験受験対象者数 **267人**[対前年度 +149人]
- スマートフォンの使用や答案の覗き込み不正行為 **4人**[対前年度 ▲1人]

共通テスト追・再試験（1/29, 30）の状況

(A) 受験予定者数：**1,850人**

- 追試験許可者数 **1,660人** [対前年度 ▲62人]
- 再試験受験予定者数 **191人** [対前年度 +114人]

(追試験及び再試験両方に計上されている者が1人いるため、合計数は合わない)

(B) 受験者数：**1,536人**

- (●追試験 **1,353人** ●再試験 **182人** ●追試験+再試験 **1人**)

＜追試験許可事由別人数＞

・新型コロナウイルス関連	465人
{ 罹患者	213人
濃厚接触者	252人
・かぜ・インフルエンザ・胃腸炎	406人
・その他疾病	729人
・負傷	20人
・交通機関の遅延又は予定外の運休	14人
・やむを得ない事由	26人
計	1,660人

大学入学者選抜における受験生の安全確保の徹底について（依頼）

（令和4年1月17日付 各大学宛 事務連絡 大学振興課大学入試室）

1月15日（土）の大学入学共通テストにおいて受験生等が刺される事件が発生しました。

各大学においては、入学者選抜の実施に際しては、受験生の安全に関することであることから、試験場の警備について、細心の注意を払っていただいているものと存じますが、今後、**各大学の個別入試においても**、今般の事件を踏まえ、改めて、**学内の警備体制の確認、危機対応マニュアル等の学内への周知徹底等**をお願いします。

また、今般の事案を踏まえ、**警察庁においては、全国の都道府県の警察本部に対し、入学試験等が行われる会場の施設管理者をはじめとする関係機関等との連携を図り、入学試験の会場等における安全確保のための対策の徹底について指示**が出ていますので、個別入試の実施について、**所轄の警察署との連携の一層の強化**に取り組むよう、よろしくお願いします。

（参考1）大学入学共通テストの試験場警備体制の強化について

（令和4年1月15日付 各国公立大学入試担当部長宛 大学入試センター事務連絡）（抄）

本日、東京大学において大学入学共通テストの受験者が刺される事案が発生しました。

つきましては、実施要領において「試験場の入り口等で受験票の提示を求め、受験者以外の者や挙動不審者等の入構防止に努めること」（実施要領P87参照）としているとおり、引き続き、試験の警備体制の強化に努めていただきますようよろしくお願いします。

（参考2）大学入試センターHPに掲載

【重要】東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で発生した事件の影響により1月15日（土）及び16日（日）の大学入学共通テストを受験できなかった受験者の皆様へ

令和4年度大学入学共通テストの試験場が東京大学本郷試験場と指定された受験者のうち、1月15日（土）東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で発生した事件の影響により精神的動揺を受け、15日及び16日の試験の全部又は一部を受験できなかった者については、以下のとおり追試験の申請を受け付けます。

（追試験対象教科・科目）

上記対象者で、15日及び16日の試験のうち受験していない教科・科目

（申請受付期間）

令和4年1月18日（火）17時まで

14

トンガ諸島の火山噴火による津波警報等への対応について（令和4年1月16日）

●大学入試センターHPに掲載①

【重要】太平洋側を中心とした津波の発生について

現在、太平洋側を中心に津波警報・津波注意報が発令されています。

避難情報が発令されている地域にお住いの受験生の方は、各自治体の指示に従い、避難するなど命を守る行動を優先させてください。

今回の津波による避難等により受験できなかった場合の対応については、今後当センターホームページ等でお知らせします。

●大学入試センターHPに掲載②

【重要】令和4年度大学入学共通テスト1月16日（日）の実施について

本日1月16日（日）の大学入学共通テストについて、津波に関する避難情報が発令されている地域がありますが、現時点において、試験場所在地に避難指示の避難情報が出されている地域においても試験実施可能な大学については、予定どおり試験を実施いたします。

なお、避難指示が出ているため試験を中止する大学については追ってお知らせします。

また、今回の津波による避難等により受験できなかった場合の対応等については、今後当センターホームページ等でお知らせします。

※センター理事長名で各国公立大学長宛に予定通り試験を実施するよう通知を発出

■大臣メッセージを文部科学省HPに掲載

受験生のみなさんへ

大学入学共通テスト2日目が始まりました。昨日そして、本日の津波の安全確保で、不安な思いで、試験に臨まれた受験生の皆さんも多いことと思います。

津波の影響については、1会場を除き予定通り実施しています。中止になった試験場で受験予定だった場合、避難指示が発出されたため受験できなかった場合や公共交通機関の遅れなどにより受験できなかった場合などには、30日に再度の受験機会があります。そうした受験生のみなさんはそれぞれの受験票に記載のある「問い合わせ大学」の連絡先に、どうぞ問い合わせをしてください。

困難な環境下での試験ですが、逆境を力に変えて頂きたい思いです。どうか、今まで積み重ねられた力を発揮していただきたく心から願っております。

令和4年1月16日 文部科学大臣 末松信介

●大学入試センターHPに掲載③

【重要】津波に関する避難指示等により1月16日（日）の大学入学共通テストを受験できなかった受験者の皆様へ

1月16日（日）の大学入学共通テストを受験できなかった場合の対応に関して、津波に関する避難指示が発出されたため受験できなかった場合や、公共交通機関の遅れなどにより受験できなかった場合などには、30日（日）に再度の受験機会があります。

つきましては、該当する受験者の方は受験票に記載されている「問合せ大学」に16日中に連絡をしてください。

なお、16日中に連絡できない場合は、17日（月）の17時までに大学入試センターに連絡をしてください。

また、16日の試験が中止となった岩手県立大学宮古短期大学部試験場の受験生の方については、30日に試験を実施しますが、「問合せ大学」への連絡は不要です。

15

令和4年度大学入学者選抜における
個別学力検査等における不正行為の未然防止について（依頼）
（令和4年1月27日付 各国公立大学宛 事務連絡 大学振興課大学入試室）（抄）

今月15日に実施した大学入学共通テストの「地理歴史、公民」の試験時間中に電子機器類を使用した不正行為が行われた可能性を示唆する事案が発生しました。

（前略）「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）の第13の4（3）において「**受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める**」としているとおり、**各大学の個別学力検査等においても、改めて試験業務に携わる試験監督者等への注意喚起を行うなどこの点についてご留意いただくようお願いいたします。**

（参考）

■ 令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト追試験及び再試験における不正行為の未然防止について（依頼）（令和4年1月26日付 追・再試験実施大学長宛 大学入試センター理事長通知）（抄）

各大学におかれましては、これまでも不正行為の未然防止について対応していただいていることと存じますが、実施要領（p.63参照）において「監督者は、試験室内の巡視を十分に行うなどの方法により、不正行為の未然防止に留意するとともに、必要に応じて適宜注意を与えるなど試験の厳正な実施に最大限努めること」としているとおり、追試験及び再試験においても、改めてこの点に御留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

16

令和4年度大学入学者選抜に係る不正行為について

概要

1/15に実施した令和4年度大学入学共通テストの「地理歴史、公民」の試験時間中において、通信機器を悪用した不正行為が行われた。

◆ 文部科学省 ⇒ 国公立大学入試担当部署宛（1/27付）

・ 共通テストの事案を踏まえ、各大学の個別学力検査等においても、実施要項の内容を改めて試験業務に携わる試験監督者等への注意喚起を行うよう依頼。

※令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日付高等教育局長通知）

第13 その他注意事項

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

(3) 受験者の不正行為を未然に防止するため、受験者の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験者の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うなどに努める。

各大学の対応について

当該事案を踏まえ、各大学において通常実施している不正防止対策に加えて実施された不正防止の取組について把握すべく、2/28付で各国立大学に対し、調査を実施。

【具体的な取組内容】

- ・ 監督者説明会および当日の説明時に、大学入学共通テストの事例を紹介し、例年以上の注意喚起を行った。
- ・ 受験科目毎に監督者から、不正とみなされる行為や、不正行為を確認した場合は、全ての成績が無効となることについて、例年以上に重点的に周知を行った。
- ・ 監督者を増やすことにより、巡回体制の強化を行った。
- ・ 写真照合の際、受験者の時計がウェアラブル端末でないことを確認する作業を加えた。
- ・ トイレ等で一時退室をする際、電子機器類を所持していないかを確認することを監督者および連絡・警備員に徹底した。
- ・ スマートフォン等の電源を切って鞆にしまわせた上で、試験室の外の携行品置き場に置くことを徹底した。
- ・ 座席の間隔を広げることにより巡回時の死角を低減した。
- ・ 電子機器類の取扱い等への注意喚起を試験場内に掲示した。 など

17